

株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 10 月 24 日

株式会社N o . 1

2025 年 10 月 24 日

株式交換に関する事前開示事項

東京都千代田区内幸町一丁目 5 番 2 号
株式会社 N o . 1
代表取締役 辰巳 崇之

当社は、株式会社 LGIC（以下「LGIC」といいます。）との間で、2025 年 9 月 26 日付で締結した株式交換契約に基づき、2025 年 11 月 28 日を効力発生日（予定）として、当社を株式交換完全親会社とし、LGIC を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。本株式交換に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める開示事項は下記のとおりです。

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

株式交換契約の内容は別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

LGIC の株主に対してその株式に代えて交付する当社の株式の数又はその数の算定方法の定め相当性に関する事項は、別紙 2 のとおりです。

本株式交換に際して当社の資本金及び準備金の額に関する事項は、次のとおりです。当該資本金及び準備金の額は、当社の資本政策等に照らして相当であると判断いたしました。

- ① 増加する資本金の額：会社計算規則第 39 条に従い当社が別途定める額
- ② 増加する資本準備金の額：会社計算規則第 39 条に従い当社が別途定める額
- ③ 増加する利益準備金の額：0 円

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はございません。

4. 株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

LGIC の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

（2）株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

（3）株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

5. 株式交換完全親株式会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

①株式会社アイ・ステーションの株式の取得（子会社化）

当社は、2025 年 7 月 1 日付で、INT 株式会社から、株式会社アイ・ステーションの発行済株式の全部を 1,400 百万円にて取得いたしました。

②自己株式取得

当社は、2025 年 7 月 29 日付で、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けを通じて、当社の普通株式 279,700 株を 630,723,500 円にて取得いたしました。

③借入の実行

当社は、2025 年 9 月 26 日付で、株式会社みずほ銀行との間で金銭消費貸借契約を締結し、1,370 百万円を借り入れました。また、当社は、同日付で、株式会社りそな銀行との間で金銭消費貸借契約を締結し、730 百万円を借り入れました。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はございません。

以上

株式交換契約書

株式会社 No.1（以下、「甲」という。）及び株式会社 LGIC（以下、「乙」という。）は、次のとおり、株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として、会社法第 2 条第 31 号の定める株式交換（以下、「本件株式交換」という。）を行うものとし、同法第 767 条の定める株式交換契約として本契約を締結する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社 No.1

住所：東京都千代田区内幸町一丁目 5 番 2 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社 LGIC

住所：熊本県宇土市築籠町 141 番 1 号 1F

第3条（効力発生日）

本件株式交換が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2025 年 11 月 28 日とする。ただし、株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合、甲乙間の協議により、これを変更することができるものとする。

第4条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）の乙の株主（ただし、甲を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計数に 836 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の株主（ただし、甲を除く。）に対し、その有する乙の普通株式 1 株につき、836 株の甲の普通株式をもって割り当てる。

第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定

めるところに従い、甲が別途定める金額とする。

第6条（株主総会における承認）

- (1) 甲は、会社法第 796 条第 2 項の定めに基づき、本契約についての株主総会の承認を得ることなく本件株式交換を行う。
- (2) 乙は、会社法第 784 条第 1 項の定めに基づき、本契約についての株主総会の承認を得ることなく本件株式交換を行う。

第7条（善管注意義務）

乙は、本契約締結から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行並びに資産及び負債の管理をするものとする。

第8条（重大行為の禁止）

乙は、本契約締結から効力発生日までの間、次の各号に掲げる行為その他自らの資産、財務内容及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合、予め甲の同意を得るものとする。ただし、本契約締結前に乙が甲に提示し、甲の同意を得た事項については、この限りではない。

- (1) 定款の変更又は重要な内部規程の変更
- (2) 重要な資産の譲渡、処分、賃貸借
- (3) 新たな借入れ・債務保証その他の債務負担行為、担保権の設定
- (4) 営業上重要な取引の中止、終了及び取引条件の変更
- (5) 新たな設備投資及び非経常的な仕入行為
- (6) 営業所の閉鎖及び新規開設
- (7) 非経常的な契約の締結及び解約、解除
- (8) 従業員の大規模な新規採用及び解雇
- (9) 役員及び重要な使用人の選任及び解任
- (10) 株式、新株予約権、新株予約権付社債その他乙の株式を取得できる証券又は権利の発行、処分又は付与
- (11) 合併、株式交換、株式交付、株式移転、吸収分割、新設分割、事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受
- (12) 資本金及び準備金の変動、剰余金の配当その他の処分、自己株式の取得
- (13) 訴訟の提起
- (14) その他乙の通常の業務の範囲内に属さない行為

第9条（補償）

甲及び乙は、本契約に違反し又は故意若しくは重過失により、相手方に損害、損失、

費用等（以下、「損害等」という。）が生じた場合、相手方に対し、当該損害等を賠償、補填又は補償する責任を負うものとする。

第10条（本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日までの間、相手方が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約上の権利の行使又は義務の履行について背信行為又は重大な過失があった場合
- (2) 支払いの停止があった場合、仮差押、差押若しくは競売の申立てを受けた場合、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があった場合
- (3) 手形が不渡りとなり又は電子交換所からの取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が生じた場合

第11条（本件株式交換の中止）

甲及び乙は、効力発生日以前において、次の各号に掲げる事由が生じた場合、本件株式交換を中止するものとする。

- (1) 会社法第 796 条第 3 項の定めにより、本契約について甲の株主総会の承認が必要となったとき
- (2) 第 10 条（本契約の解除）及び第 13 条（反社会的勢力の排除）の定めにより、本契約が解除となったとき
- (3) 新垣慶一郎及び甲が 2025 年 9 月 26 日付で締結した「株式譲渡契約書」に基づく株式譲渡が、効力発生日の 2 営業日前の日までに実行されないとき又は実行されないことが合理的に確実と認められるとき

第12条（本契約の効力）

本契約は、次の各号に掲げる場合、その効力を失う。

- (1) 第 10 条（本契約の解除）及び第 13 条（反社会的勢力の排除）の定めにより、本契約が解除となったとき
- (2) 第 11 条（本件株式交換の中止）により、本件株式交換が中止となったとき

第13条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、反社会的勢力との間に、直接又は間接を問わず何らの資本、組織又は取引上の関係（資金提供を行い又は受けることを含む。）はなく、反社会的勢力の活動又は

運営にいかなる態様においても関与していないこと。甲及び乙は、反社会的勢力に属する者又はそれらと密接な関係を持つ者を取締役に選任し又は従業員として雇用しておらず、また、過去に選任又は雇用したこともないこと。

第14条（機密保持義務）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から 2 年間、本契約締結の事実及びその内容、本契約に関する交渉の経緯及び内容、その他本契約の締結及びその履行にあたり知り得た又は知り得る相手方の情報を、厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面による同意のない限り、これを第三者（自ら若しくは関係会社の役職員、弁護士、公認会計士、司法書士、税理士、その他法律上の守秘義務を負う専門家を除く。）に開示又は漏洩してはならない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、下記の情報については機密保持義務を負わないものとする。
 - (1) 相手方から当該情報を受領した時点で既に公知となっていた情報
 - (2) 相手方から当該情報を入手した後に、自らの責によらず公知となった情報
 - (3) 当該情報を入手した時点で既に自ら保有していたことを証明できる情報
 - (4) 守秘義務を負わない第三者から開示の制限なく受領した情報
3. 司法機関、捜査機関若しくは行政機関又は金融商品取引所により開示を要求された情報及びその他法令又は規則に基づき開示を義務付けられる情報（ただし、かかる開示が必要となる場合には、その旨を直ちに相手方に通知し、対応について協議する。）

第15条（公表）

甲及び乙は、本契約の締結の事実及びその内容の公表の時期、方法及び内容について、別途協議の上、決定するものとする。ただし、法令、金融商品取引所の規則又は司法・行政機関の判断等により公表を要求される場合で合理的な範囲で公表を行う場合は、この限りではないが、その場合、甲及び乙は、可能な限り、公表の時期、方法及び内容等について事前に協議するものとする。

第16条（完全なる合意・契約の変更）

本契約は、本件株式交換に関する甲及び乙における合意の全てであり、これに先立つ甲乙間の合意全てに置き換わるものである。また、本契約に定める事項については、甲及び乙間の書面による合意の無い限り変更し得ないものとする。

第17条（準拠法及び合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については被告の住所又は本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による同意なくして、本契約上の当事者たる地位、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部について、譲渡、移転、負担の設定その他の処分を行うことはできない。

第19条（未規定事項）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙間で誠意をもって協議のうえ、その解決を図るものとする。

（以下余白）

以上の合意の証として、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

西暦 2025 年 9 月 26 日

甲：

東京都千代田区内幸町一丁目 5 番 2 号

株式会社 No.1

代表取締役 辰巳 崇之

乙：

熊本県宇土市築籠町 141 番 1 号 1F

株式会社 LGIC

代表取締役 新垣 慶一郎

LGIC の株主に対してその株式に代えて交付する当社の株式の数
又はその数の算定方法の定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に係る割当内容

	当社 (株式交換完全親会社)	LGIC (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	836
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：23,408 株	

(注 1) 株式の割当比率

LGIC の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 836 株を割当交付いたします。

(注 2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により LGIC の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における LGIC の株主に対し、その保有する LGIC の普通株式に代えて、本株式交換の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に基づいて算出した当社株式を割当交付いたします。当社は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び LGIC から独立した第三者算定機関である株式会社みのり会計（以下「みのり会計」といいます。）に当社及び LGIC の株式価値並びに株式交換比率の算定を依頼しました。当社は、本株式交換比率について、下記（2）②「算定の概要」に記載のみのり会計が算定した株式交換比率レンジの範囲内であることから、妥当な水準であり、また、みのり会計による LGIC の株式価値の算定結果を参考に、LGIC の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

当社は、本株式交換の株式交換比率の算定について、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び LGIC から独立した第三者算定機関であるみのり会計に依頼をし、2025年9月25日付で、当社及びLGICの株式価値に関する算定書を取得しました。なお、みのり会計は当社及び LGIC の関連当事者には該当せず、当社及び LGIC との間で重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

みのり会計は、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために2025年9月25日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各期間の株価終値の平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社の普通株式の1株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果（円）
市場株価法	2,044～2,183

LGIC の株式価値については、非上場会社であり市場株価が存在しないこと、将来清算する予定はない継続企業であること、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）を採用いたしました。なお、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。みのり会計が上記手法により算定した LGIC 普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

算定手法	算定結果（円）
DCF 法	1,754,074～2,380,438

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

算定結果
803.51～1,164.59

なお、みのり会計は、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴収した結果及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用しております。また、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであること、LGIC の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、及び LGIC の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測との判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以降に添付)

貸 借 対 照 表

(1 ページ目)

企業名 株式会社 L G I C

2025 年 01 月 31 日 現在

<資産の部>		<負債の部>	
科 目	金 額	科 目	金 額
単位	円	単位	円
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	106,289,834	未払費用	2,073,116
売掛金	20,796,875	通常の取引に関連して発※05	
たな卸資産	4,206,240	未払金	4,249,684
消耗品、消耗工具、器※01		未払法人税等	40,500
貯蔵品	4,206,240	未払消費税等	3,009,500
前払金	4,947,280	預り金	457,760
その他の資産で1年以内に※02		1年内返済予定長期借入金	45,612,000
立替金	435,358	流動負債	55,442,560
未収還付法人税額	730,400		
流動資産に属する資産に※03		【固定負債】	
貸倒引当金	▲124,000	長期借入金	
流動資産	137,281,987	長期借入金	143,740,000
		固定負債	143,740,000
【固定資産】			
有形固定資産		<負債>	199,182,560
建物附属設備	1,259,940		
工具器具備品	39,183,632	<純資産の部>	
車両運搬具	299,709		
一括償却資産	30,598,173	【株主資本】	
有形固定資産	71,341,454	資本金	3,000,000
無形固定資産		利益剰余金	
ソフトウェア	30,384,651	その他利益剰余金	
無形固定資産	30,384,651	繰越利益剰余金	45,901,637
投資その他の資産		その他利益剰余金	45,901,637
前各号に掲げられるも※04		利益剰余金	45,901,637
長期前払費用	4,849,645	株主資本	48,901,637
差入保証金	4,000,000		
敷金	200,000	<純資産>	48,901,637
預託金	26,460		
投資その他の資産	9,076,105		
固定資産	110,802,210		
		<負債純資産>	248,084,197
<資産>	248,084,197		

【凡例】 この表示はシステムで付与しました。お客さまから送付された情報には含まれていません。

※ : 科目名見切れ (別表「補足情報」参照)

損 益 計 算 書

(1 ページ目)

企業名 株式会社 L G I C

自 2024 年 02 月 01 日 から
至 2025 年 01 月 31 日 まで

科 目	金 額	
単位		円
【営業活動による収益】		
売上高		
売上高		177,047,950
【営業活動による費用・売上原価】		
営業活動による費用・売上原価の内訳		
商品売上原価		
商品売上原価		15,382,370
備品・消耗品費 (原価)	17,612,607	
通信費 (原価)	11,570,929	
地代家賃 (原価)	3,011,777	
システム利用料 (原価)	11,174,003	
修繕費 (原価)	83,750	
外注費 (原価)	1,621,093	
【売上総利益又は売上総損失 (△)】		131,973,791
【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	16,125,000	
賞与	6,800,000	
福利厚生費	808,347	
交際費	60,890	
通信費	1,395,208	
租税公課	590,320	
減価償却費	52,584,403	
保険料	439,970	
貸倒引当金繰入額	56,000	
給料及び賃金	16,180,000	
法定福利費	4,833,361	
支払報酬	2,197,620	
支払手数料	1,060,522	
賃借料	54,000	
地代家賃	2,030,916	
水道光熱費	426,715	
車両費	451,862	
会議費	64,074	
諸会費	29,000	
旅費及び交通費	765,780	
雑費	48,222	
研修採用費	197,725	
備品・消耗品費	1,805,665	
新聞図書費	17,545	

【凡例】 この表示はシステムで付与しました。お客さまから送付された情報には含まれていません。

※ : 科目名見切れ (別表「補足情報」参照)

損 益 計 算 書

(2 ページ目)

企業名 株式会社 L G I C

自 2024 年 02 月 01 日 から
至 2025 年 01 月 31 日 まで

科 目	金 額	
単位		円
荷造運賃 保守・修繕費	17,213 82,000	
【営業利益又は営業損失 (△)】		22,851,433
【営業外収益】		
受取利息 雑収入 営業外収益	8,482 78,395	86,877
【営業外費用】		
支払利息 営業外費用	2,820,929	2,820,929
【経常利益又は経常損失 (△)】		20,117,381
【税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)】		20,117,381
【法人税等】		760,222
法人税等	760,222	
【当期純利益又は当期純損失 (△)】		19,357,159

【凡例】 この表示はシステムで付与しました。お客さまから送付された情報には含まれていません。
※ : 科目名見切れ (別表「補足情報」参照)

企業名 株式会社LGIC

[illegible]

補 足 情 報

財務諸表 種別	番号	出力情報
貸	※01	消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当額以上のもの
貸	※02	その他の資産で1年内に現金化できると認められるもの
貸	※03	流動資産に属する資産に係る引当金
貸	※04	前各号に掲げられるものの外、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属するもの以外の長期資産
貸	※05	通常取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

【凡例】

財務諸表種別： [共] 各財務諸表共通 [貸] 貸借対照表 [損] 損益計算書 [製] 製造原価報告書
 [処] 損益金処分計算書 [株] 株主資本等変動計算書 [社] 社員資本等変動計算書
 番号 ：財務諸表内の見切れ箇所に印字されている※印付き番号に対応します。
 出力情報 ：財務諸表で表示し切れない科目名等を出力します。